

規則

事務処理規則及び長野県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第38号

事務処理規則及び長野県漁業調整規則の一部を改正する規則

(事務処理規則の一部改正)

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(34)のエを同オとし、同アからウまでを同イからエまでとし、同イの前に次の事項を加える。

ア 長野県漁業調整規則(昭和45年長野県規則第35号)の規定に基づく次の事項

- (7) 第5条の規定による水産動物の採捕の許可
(4) 第6条第2項(第13条において準用する場合を含む。)の規定による書類提出の請求
(ウ) 第8条の規定による採捕許可証の交付
(イ) 第9条第2項及び第4項の規定による許可証の写しの証明及び返納の受理
(オ) 第11条の規定による採捕の許可の制限又は条件の付加
(カ) 第13条の規定による許可の内容の変更の許可
(キ) 第14条の規定による採捕許可証書換交付申請書の受

理

- (ク) 第15条の規定による採捕許可証再交付申請書の受理
(ケ) 第16条の規定による許可証の書換え交付又は再交付
(コ) 第17条の規定による許可証の収納
(ク) 第19条の規定による許可の取消し
(ク) 第22条第2項の規定による除害設備の設置又は変更の命令
(ス) 第31条第1項の規定による特別採捕の許可(さけ及びさく河性ますに係るものを除く。)
(セ) 第31条第3項の規定による特別採捕許可証の交付((ス)の許可に係るものに限る。(ウ)、(ク)及び(ク)において同じ。)
(ソ) 第31条第4項の規定による制限又は条件の付加
(タ) 第31条第6項の規定による報告の受理
(チ) 第31条第7項において準用する第6条第2項の規定による書類提出の要求
(ツ) 第32条(第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定による漁場標識建設届の受理

(長野県漁業調整規則の一部改正)

第2条 長野県漁業調整規則(昭和45年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方事務所」を「地域振興局」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

園芸畜産課

告示

長野県告示第455号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

Table with 4 columns: Name, Location, Designation Date. Rows include 甘利医院わだ, アイソ薬局 和田店, 志賀高原クリニック.

地域福祉課

長野県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
医療法人城下クリニック	下高井郡山ノ内町大字平穩3094-3	医療法人城下クリニック 下高井郡山ノ内町大字平穩3094-3	医療法人保生会城下医院クリ ニック 下高井郡山ノ内町大字平穩3094-13	平成28年 7月12日
ケイジン訪問看護ステーション中込	佐久市中込1丁目17番地8	佐久市中込1丁目17番地8	佐久市中込3丁目2番地8	平成29年 4月1日
りんどう薬局	須坂市臥龍2丁目13-1	千葉県市原市姉崎東1-11-1 HBビル姉ヶ崎1階	千葉県市原市姉崎672-7興 栄ビル1階	平成29年 5月27日

地域福祉課

長野県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あべ歯科医院	佐久市岩村田636-6	平成29年4月30日
原胃腸科外科医院	上伊那郡南箕輪村2616	平成29年8月31日
志賀高原クリニック	下高井郡山ノ内町大字平穩3249-29	平成28年10月31日

地域福祉課

長野県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
芹沢 典史	上田市古里92-27	平成29年8月1日
花岡 彩季	上田市築地346-1 コーポフルハウス106	平成29年8月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
整骨院すいや	上田市古里856-3	平成29年8月1日

地域福祉課

長野県告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部 守一

施術所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
すゞき整骨院	上田市中央2-12-13	すゞき整骨院	すゞき接骨院	平成29年5月8日

地域福祉課

長野県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部 守一

施術者

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 住 所	廃 止 年 月 日
西澤 孝仁	N-fit整骨院	飯山市飯山5292-1	平成29年7月13日

地域福祉課

長野県告示第461号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人アムノスの会	ショートステイ特養たまゆら(併設型)	飯田市北方3354-1	平成29年9月16日
(登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)			

事業者の名称 社会福祉法人アムノスの会	事業所の名称 地域密着型(ユニット型)特別養護 老人ホームたまゆら	事業所の所在地 飯田市北方3354-1	登録した年月日 平成29年9月16日
(登録特定行為事業者 指定訪問介護)			
事業者の名称 合同会社中友花	事業所の名称 訪問介護24	事業所の所在地 諏訪市小和田南5番2号	登録した年月日 平成29年9月16日
(登録特定行為事業者 指定介護予防訪問介護)			
事業者の名称 合同会社中友花	事業所の名称 訪問介護24	事業所の所在地 諏訪市小和田南5番2号	登録した年月日 平成29年9月16日

介護支援課

長野県告示第462号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成29年10月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
小坂 勇雄	大町市大字大町1086-2	大町市大字大町1086-2 サークルK大町合庁前店

会計課

選告示第40号

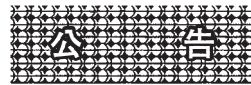
政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成29年10月2日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

区分	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
届出候補者の数が1人又は2人の候補者届出政党	株式会社長野放送	1	信越放送株式会社	1
届出候補者の数が3人から5人までの候補者届出政党	信越放送株式会社	1	信越放送株式会社	1
	株式会社長野放送	1		

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年10月2日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
セキチュー上田菅平インター店
上田市大字住吉字塚田584-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社セキチュー
群馬県高崎市倉賀野町4531-1
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前) マツヤ上田東店
(変更後) セキチュー上田菅平インター店
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)セキチュー	関口 忠弘	群馬県高崎市倉賀野町4531-1

- 変更した年月日
平成29年9月15日ほか
- 届出年月日